

恵那市こども発達センター・にじの家

指定児童発達支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会
所在地	岐阜県恵那市大井町 727 番地 11
電話番号	0573-26-5221
代表者氏名	会長 宮地 政臣
設立年月日	平成 16 年 10 月 25 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援 <u>指定岐阜県第 2151700016 号</u>
事業者名称	恵那市こども発達センター・にじの家
事業所の所在地	恵那市大井町 2716 番地 8
電話番号	0573-20-0260
管理者氏名	林 千秋
児童発達支援管理責任者	水野 由貴
定員	20 名 平日 第 1 単位 5 名 第 2 単位 15 名 土曜日 第 1～2 単位 各 10 名
指定年月日	平成 31 年 4 月 1 日
サービス利用可能地域	恵那市全域
第三者評価の実施状況	未実施

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の方針	（１）児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。 （２）指定児童発達支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 営業日とサービス提供時間

営業日	毎週 月～金曜日・月 1 回土曜日 ※ ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
サービス提供時間	(月～金曜日) ① 9:00～12:00 ② 13:30～16:30 (土曜日) ① 9:00～12:00 ② 13:30～16:30

5. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管理者	管理業務 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常 勤 1 名 (兼務)
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、少なくとも 6 カ月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。	常 勤 1 名 (専従)
保育士	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	常 勤 2 名 常 勤 1 名 (兼務) 非常勤 6 名
機能訓練担当職員	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	言語聴覚士 1 名 作業療法士 1 名 (外部講師)
児童指導員	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	常勤 1 名
その他	①児童発達支援計画に基づき調理実習の際に保護者に対し、栄養面、形状、味付けなどの指導を行います。 ②音楽を通して自主性を引き出すような指導を行います。	① 調理師 1 名 (外部講師) ② 音楽療法士 1 名 (外部講師)

6. 支援を提供する主たる対象者

恵那市が支援を必要と認めた児童（未就学の児童）

7. 事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「児童発達支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「児童発達支援計画」を作成しサービスを提供します。

「児童発達支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、恵那市が決定した支給量（児童通所受給者証に記載してあります。）と保護者の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や児童

に対するサービス実施日などを記載しています。「児童発達支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに保護者の申出により、いつでも見直すことができます。

【児童に対するサービスの内容】

- (1) 日常生活における基本動作の支援
- (2) 集団生活への適応支援
- (3) 遊びの方法
- (4) その他児童の発達に必要な支援

(2) 利用料

児童発達支援事業を利用した児童の保護者は、児童福祉法施行令第 24 条に定める利用者負担基準に基づく扶養義務者が負担すべき額を負担することとなります。

ただし、恵那市障がい福祉サービス利用促進事業助成金の申請手続きを行うことにより、利用者負担額分の助成を受けることができます。

基本報酬単位	613 単位/日 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合
児童指導員等加配加算Ⅰ	125 単位/日 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定します。
専門的支援加算	125 単位/日 支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定します。
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。
児童福祉専門職員配置加算Ⅲ	6 単位/日 児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上配置した場合に算定します。
家庭連携加算	所要時間 1 時間未満 187 単位/回 所要時間 1 時間以上 280 単位/回 障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月 4 回を限度に算定します。
個別サポート加算	100 単位/日 (Ⅰ) 125 単位/ (Ⅱ) ケアニーズの高い障害児への支援を行った場合に加算を算定します。

送迎加算	54 単位 障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定します。送迎に関しては相談に応じます。
欠席時対応加算	94 単位 予定していた日に、急病等によりその利用を中止した際、家族等へ連絡調整、記録、今後の対応をした場合に欠席加算を算定します。
特別支援加算	54 単位 作業療法士、言語聴覚士等の指導を計画的に行った場合、特別支援加算を算定します。
事業所内相談支援加算	100 単位/回（個別） 80 単位/回（グループ） 障害児とその家族等に相談支援を行った場合に、加算を算定します。
関係機関連携加算	200 単位/回（月 1 回） こども園等と連携して児童発達支援計画の作成等を行った場合に 関係機関連携加算を算定します。また、就学先の学校と連絡調整を行 った場合に関係機関連携加算を算定します。
強度行動障害加算体制整備	155 単位/日 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を終了した職員を配置し、 強度行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に算定しま す。
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	単位数：障害福祉サービス等報酬総単位数×福祉・介護職員等処遇改 善加算Ⅱの加算率 3.3%
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	単位数：障害福祉サービス等報酬総単位数×福祉・介護職員特定処遇 改善加算Ⅱの加算率 1.0%

<保護者から徴収するもの>

⑦創作活動に係る材料費 50～200 円程度 ⑧調理実習材料費 50～300 円程度

⑨その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者が負担することが適当と見られるものの実費

（３）利用の中止、変更、追加

保護者は、利用予定日の前日までに、サービスの利用を中止又は変更することができます。

恵那市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「受給量」の変更することもできます。

8. サービスの利用に関する注意事項

（１）児童通所受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など児童通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より児童通所受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

(2) 通所の原則

当事業所への通所は保護者の責任において行うものとします。
保護者の方についても、具体的な療育方法を理解していただく為、活動の場に参加していただく場合があります。

9. 児童発達支援実施の記録

(1) 児童発達支援実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施した支援内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。
なお、支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人恵那市社会福祉協議会が定める諸規程に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 協力医療機関等

当事業所は、協力医療機関として「恵那市大井町 174 番地 蜂谷医院」をお願いしております。

11. 損害賠償責任

事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者が速やかにその損害を賠償いたします。
守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

12. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

恵 那 市 こ ど も 発 達 センター・にじの家	受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 (休み：祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日)
	受付方法	電話 0573-20-0260 面接 恵那市こども発達センター・にじの家
	苦情受付担当者	管理者 林 千秋
恵那市社会福祉協議会	受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (休み：祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日)
	受付方法	電話 0573-26-5221 面接 恵那市社会福祉協議会
	苦情解決責任者	小林 規男

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

吉田 健市 電話番号 0 5 7 3 - 2 7 - 3 5 0 7

鰐目 章 電話番号 0 5 7 3 - 4 3 - 2 7 8 6

(3) 行政機関その他苦情受付

恵那市役所 社会福祉課 障がい係	所在地 恵那市長島町 1 - 1 - 1 電話番号 0573-26-2111 F A X 0573-25-7294 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
岐阜県国民健康保険団体 連合会 介護・障害課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111 F A X 058-275-7635 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
岐阜県運営適正化委員会 岐阜県社会福祉協議会内	所在地 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 F A X 058-278-5137 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

13. 警報時の利用制限

当事業所では、警報発令中でも基本的には受入れ態勢を取ります。但し、やむを得ない事由により開所できない時は、当事業所よりご連絡致します。利用するかどうかは、保護者の方のご判断と致します。

欠席の場合、必ず連絡を入れて下さい。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応：別途定める消防計画書により対応します。

平時の訓練：消防計画書に従い年 2 回以上、避難訓練、防火訓練を行います。

防火管理者：林 千秋

15. 契約の終了について

(1) 契約の終了

保護者は、30 日以上予告期間をおいて文章で事業者へに通知することにより、契約を解除することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合は、保護者は、文章で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき。
- ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

（２）事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し 30 日間の予告期間において理由を示した文章で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

- ① 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院出来る見込みがない場合。
- ② 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。

事業者は、保護者又はその家族が以下の事項に該当する行為を行った場合には、理由を示した文書で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ② 保護者又はその家族からの、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し、改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能と認められる場合。

16. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待防止のための指針の整備をします。
- （３）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- （４）虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者（管理者：林 千秋）

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. ハラスメントの防止

当事業所は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本的な指針を整備し、職場や支援の現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

18. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を持する責務を負います。

従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

19. その他

都合によりサービス利用の変更や追加を希望される場合は、必ずしも希望の日時にサービスの提供ができるとは限りません。その場合は、他の利用可能な日時を保護者に提示するなど必要な調整をします。

令和 年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

恵那市こども発達センター・にじの家 説明者氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定児童発達支援の提供及び利用について同意しました。

保護者	住 所	
	氏 名	⑩
	児童名	

2022.4 作成